



育生小だより

NO. 2

令和3年4月12日

学校教育目標 【自ら学び 心豊かな 健康でたくましい子の育成】

☆ 学校運営協議会を設置しました！ ☆

昨年度の育生小だより No.16 で設置に向けて準備中とお知らせをさせていただいていた学校運営協議会を設置しました。

学校運営協議会は合議体であり、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じ、学校運営の根幹となる「教育課程」や「学力向上」、「いじめや不登校などの生徒指導上の課題」、「共生社会の実現に向けた方針の決定」などについても学校と地域が「対等な立場」で協議するという重要な役割があります。

「津市学校運営協議会規則」第4条に、委員は校長の推薦により、教育委員会が適当と認める者12人以内となっています。

本校では、これまでも学校運営委員会にご参加いただいていた下記の8名の方を推薦させていただき、先日、津市教育委員会の任命を受けました。

<育生小学校学校運営協議会委員> (敬称略)

福井 きわこ	育生小学校 前学校評議員	奥村 俊祐	育生小学校 PTA代表
羽田 昌子	育生小学校 前学校評議員	濱島 建一	放課後児童クラブ くるみ会代表
橋口 義人	育生小学校 前学校評議員	浅田 順子	老人クラブ連合会 代表
浦西 修	自治会長代表	中谷 清	育生地区 体育振興会代表

早速、令和3年4月2日(金)に第1回学校運営協議会を開催しました。学校運営協議会規則第6条に基づき、委員の互選により羽田 昌子様にご会長をお願いすることになりました。

その後、令和3年度の学校経営改革方針(案)や具体的な取組内容について、学校側からの説明のあと協議していただき、承認していただきました。(令和3年4月6日に配付させていただいた育生小だより No.1 に学校経営改革方針の一部を紹介させていただきました。)

また、地域学校協働活動にもご理解をいただき、地域学校協働本部の設置についても承認をいただきました。学校運営協議会と地域学校協働本部とのコーディネーター役として、地域学校協働活動推進員を橋口 義人様をお願いすることになりました。

【地域学校協働活動とは？】

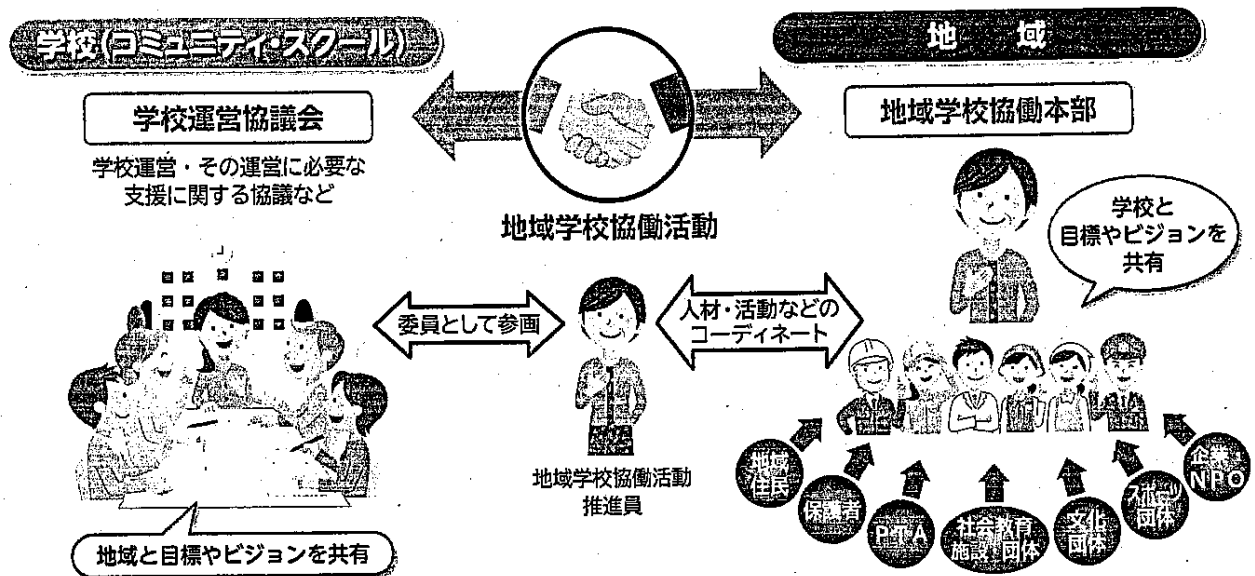
地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動です。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

(文部科学省 「これからの学校と地域－コミュニティ・スクールと地域学校協働活動－」より)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議(*)等がその役割を果たします。その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「熟議」とは…多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。